

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人自立生活センター新発田
- 3 代表者の氏名
高木 浩久
- 4 主たる事務所の所在地
新発田市大栄町1丁目2番5号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、新発田市民及びその周辺住民に対して、「障害者」が自立した生活を営むために必要な事業を行い、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(職務) 第15条 <u>理事全員は、この法人を代表する。また、代表理事は、この法人の業務を総理する。</u> 2～4 (略)	(職務) 第15条 <u>代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。</u> 2～4 (略)